

公然実施を主張する場合の証拠資料の準備方法

～公然実施を理由とする無効主張を成功に導くための実務対応～

平時からの証拠収集の有無によって結論が大きく左右される公然実施に基づく無効主張
日頃からどのような活動をしておくべきかが理解できる絶好の機会！

■開催日時

2026年 9月 10日[木]

時間14:00～16:30(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

他社特許への対抗策として、公然実施を理由とする新規性欠如・進歩性欠如の主張が有効な場合があります。しかし、公然実施による無効主張では、単に「出願前に製品が販売・使用されていた」ことを示すだけでは足りません。

本セミナーでは、公然実施を理由とする無効主張における基本的な要件・争点を整理した上で、市販品、譲渡された自社製品、保管サンプル、機械装置、パラメータ発明等を題材に、どのような

証拠資料を準備すべきかを具体的に解説いたします。特に、NDA・取引資料・カタログ・ウェブサイト等による公然性の立証、サンプルの同一性・保管状況・経年劣化への対応、事実実験公正証書や第三者測定機関の活用など、実務上問題となりやすい証拠化のポイントを取り上げます。

また、公然実施品は刊行物とは異なり、「点」としての開示にとどまるため、特に進歩性欠如の主張では、相違点を埋める動機づけをどのように基礎づけるかが重要となります。本セミナーでは、裁判例を踏まえつつ、商品開発経緯、口コミ・評価、売上、トラブル、当時の開発動向等をどのように収集・整理すべきかについても検討します。

公然実施に基づく無効主張は、平時からの証拠収集の有無によって結論が大きく左右されます。問題特許を発見した後だけでなく、日頃からどのような資料を残し、どのタイミングで証拠化しておくべきかを理解する機会として、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

●講 師：

弁理士法人レクシード・テック 代表社員 弁護士・弁理士・修士（工学）野中啓孝 氏
弁護士法人レクシード 弁護士 小幡 久樹 氏

●会 場：Zoomを使ったオンラインセミナー

●申込方法：当協会Webサイトのオンラインフォームからお申込みください。

経済産業研修会

検 索

●参加料：

知的財産情報メンバーズ	6,000円(税込)
発明推進協会、各地域の発明協会会員	10,200円(税込)
一般	12,000円(税込)

※セミナー終了後に請求書はお送り致します。

※知的財産情報メンバーズの「セミナー無料招待券」もご利用いただけます。

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ
江戸見坂テラス E-mail : kensyu-kai@jiii.or.jp

開催案内のメールマガジンにご登録いただけます。

経済産業研修会

検 索

公然実施を主張する場合の証拠資料の準備方法 プログラム

1. 公然実施を理由とする無効主張の基礎

- (1)特許法29条1項2号・29条2項の位置づけ
- (2)公然性、技術的公開性、過去の実施行為の立証
- (3)新規性欠如・進歩性欠如の全体像

2. 公然実施の要件と証拠資料の準備

- (1)公然性——秘密性の有無
 - ・明示の守秘義務と黙示の守秘義務
 - ・市場流通品、サンプル提供、取引先への譲渡
 - ・取引基本契約書、発注書・納品書、カタログ、ウェブサイト等の活用
- (2)技術的公開性——発明の知得可能性
 - ・発明部分を「見分」できる場合
 - ・発明部分を「分析」する必要がある場合
 - ・当時の技術水準・分析可能性の立証
- (3)主な裁判例
 - ・知財高裁平成28年1月14日[棒状ライト]
 - ・東京地裁令和3年10月29日[グラフェン前駆体として用いられる黒鉛系炭素素材]
 - ・東京地裁平成17年2月10日[ブラニユート顆粒]

3. 過去の実施行為の立証と証拠化の実務

- (1)保管サンプル・市販品・譲渡品を用いる場合の注意点
- (2)パラメータ発明における経年劣化の問題
- (3)直接証拠と間接証拠の組み合わせ
- (4)機械・装置における同一性、部品交換の可能性
- (5)主な裁判例
 - ・知財高裁平成24年4月11日[硬質塩化ビニル系樹脂管]

- ・東京地裁平成31年3月7日[磁気記録媒体]
- ・知財高裁平成27年6月24日[プロジェクションナットの供給方法とその装置]

4. 公然実施に基づく新規性欠如・進歩性欠如

- (1)公然実施品が構成要件を満たすことの立証
- (2)数値限定発明・構造発明・制御装置発明における証拠の示し方
- (3)公然実施品を主引例とする場合の難しさ
- (4)相違点を埋める動機づけの立証
- (5)口コミ・評価、商品開発経緯、売上、トラブル、当時の開発動向の活用
- (6)主な裁判例
 - ・東京地裁平成27年10月29日[pHを調整した低エキス分のビールテイスト飲料]
 - ・知財高裁平成27年11月19日[オフセット輪転機版胴]
 - ・知財高裁平成28年11月16日[エアバッグ基布]

5. 特定発明の抽出と「後知恵」反論への対応

- (1)公然実施品からどのように発明を抽出するか
- (2)クレームのパラメータに着目することの合理性
- (3)課題・分析項目・数値範囲に関する証拠資料の準備

6. 証拠収集・証拠化に関するQ & A

- (1)タイムスタンプは有効か
- (2)タイムスタンプがない証拠の信用性
- (3)社内実験で足りるか、事実実験公正証書を作成すべきか
- (4)平時にどこまで証拠資料を残しておくべきか

お問い合わせは

一般社団法人発明推進協会 経済産業研修会

TEL:03-3502-5493 E-mail:kensyu-kai@jiii.or.jp

所在地:〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ江戸見坂テラス

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限り使用させていただくことがあります。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、参加料を全額請求させていただきます。

◎本セミナー参加に際しては、当会への申込みとZoomへの登録が必要となります。Zoom登録用のURLは開催日の前日までにメール送信いたします。ご登録いただきますと、参加用のURLがZoomからメール送信されます。ご面倒をお掛けいたしますが、必要事項をそれぞれのフォームにご入力をお願いいたします。